診療記録（カルテ）の開示・訂正・利用停止について

**診療記録の開示・訂正・利用停止を申請される方へ**

当院におきましては、インフォームド・コンセントの理念を踏まえ、診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者と患者等が共同して疾病を克服するなど、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的とし、診療記録（カルテ）の開示・訂正・利用停止を実施しております。その際、プライバシーの保護及び診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで診療記録を提供いたします。

**開示・訂正・利用停止申請の対象となる方**

申請の対象となる方は、原則として患者本人に限ります。

ただし、下記に該当される方は必要な要件を満たした場合に限り、特例として申請することができます。

法定代理人（患者ご本人が未成年の場合や、審判により判断能力に欠くと認められる場合等）

診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者

患者本人が成人で判断能力に疑義がある場合、現実に患者の世話をしている親族及び

これに準ずる者

患者本人が死亡されている場合の遺族（配偶者・子・父母及びこれに準ずる者）

開示の申請にあたって必要な書類等

必ず、開示申請される方が次の書類等をご用意のうえ手続きしてください。

**開示請求の申請窓口**

外来受付窓口

**診療録の訂正・利用訂正などの相談窓口**

事務長、病棟師長

**診療記録開示・訂正・利用停止申請者の本人確認等に必要な書類**

1. 申請者が患者様ご本人の場合

身分証明書

1. 申請者が患者様のご家族様の場合

申請者様の身分証明書

患者様との続柄を証明できる書類、患者様本人の身分証明書

（患者様が死亡されている場合は不要）

1. 申請者が弁護士・保険会社の場合 ・申請者様の身分証明書

患者様の委任状もしくは同意書、患者様本人の身分証明書（患者様が死亡されている場合は不要）

**申請される方の身元確認に必要な書類**

公的機関の身分証明書等本人確認ができるもの

（例：運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード）

**申請者と患者本人との関係を確認する書類（申請者が患者本人の場合は必要ありません。）**

1. 患者本人の親族の場合

続柄の確認できる書類（例：住民票・戸籍謄本）

1. 患者本人の代理人として指名がある場合

委任状（任意様式）

1. 患者本人の判断能力や身体能力のため委任状の作成が困難な場合

患者本人の状態を確認できる書類（例：医師の診断書・障害者手帳）

（注）当院受診継続中で、患者ご本人の現況が確認できる場合は省略可

④患者本人が死亡されている場合

死亡の事実が確認できる書類（例：住民票（除票）・戸籍謄本・死亡診断書）

（注）当院で死亡診断をした場合は省略可

⑤成年の法定代理人又は任意後見人の場合

確認書類（例：登記事項証明書・公正証書）

**開示請求の料金**

開示請求手数料：11,000円

コピー 1枚：白黒10円、カラー50円

電磁的に保存されたX線写真等の画像を記録したCD-R：実費

送料：実費

※別途消費税がかかります。

**開示・訂正・利用停止の対象となる診療記録の範囲**

開示・訂正・利用停止の対象は、診療録（医師記録）、処方記録、手術記録、看護記録、検査結果（検体・生理）、

病理診断報告書、細胞診報告書、医用画像、 紹介状(当院から発行したものに限る)、

退院時サマリー、放射線治療照射録の紙または電子的記録による資料です。

ただし、法定保存年限を超えたものについては、破棄済みで存在しないものがあります。

**開示・訂正・利用停止までの期間**

開示・訂正・利用停止申請書を受理した日から開示決定通知までの所要日数は、開示委員会を開催し、審議等を行うため、3～4週間程度要します。お待たせして申し訳ございませんが、個人情報の開示のため院内での承認が必要になりますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

**開示記録のお渡しについて**

1. 窓口での受け取りの場合

開示の準備ができましたら、申請書に記載いただいた連絡先にご連絡いたします。ご来院いただき開示手数料をお支払いの上、書類をご査収くださいますようお願いいたします。

1. 郵送での受け取りについて

開示の準備ができましたら、申請書にご記載いただいた住所に郵送いたします。その際、請求書を同封させていただきますので、書類到着後お振込みいただきますようお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　桂林病院